



第4章 計画方針

1. 基本的な考え方

子ども・子育て支援事業計画は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職場などの構成員が個々の役割を果たすとともに相互に連携して子育て支援を行うという基本理念に基づいて策定します。この計画に沿って教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、これらの事業を円滑に実施するとともに、次世代育成対策の各種事業についても見直しを行いながら、総合的に施策を推進していきます。さらに、近年の女性の就労状況の変化や幼児教育に対するニーズの高まりなど社会情勢の変化に対応することで、より子育てのしやすい市を目指していきます。

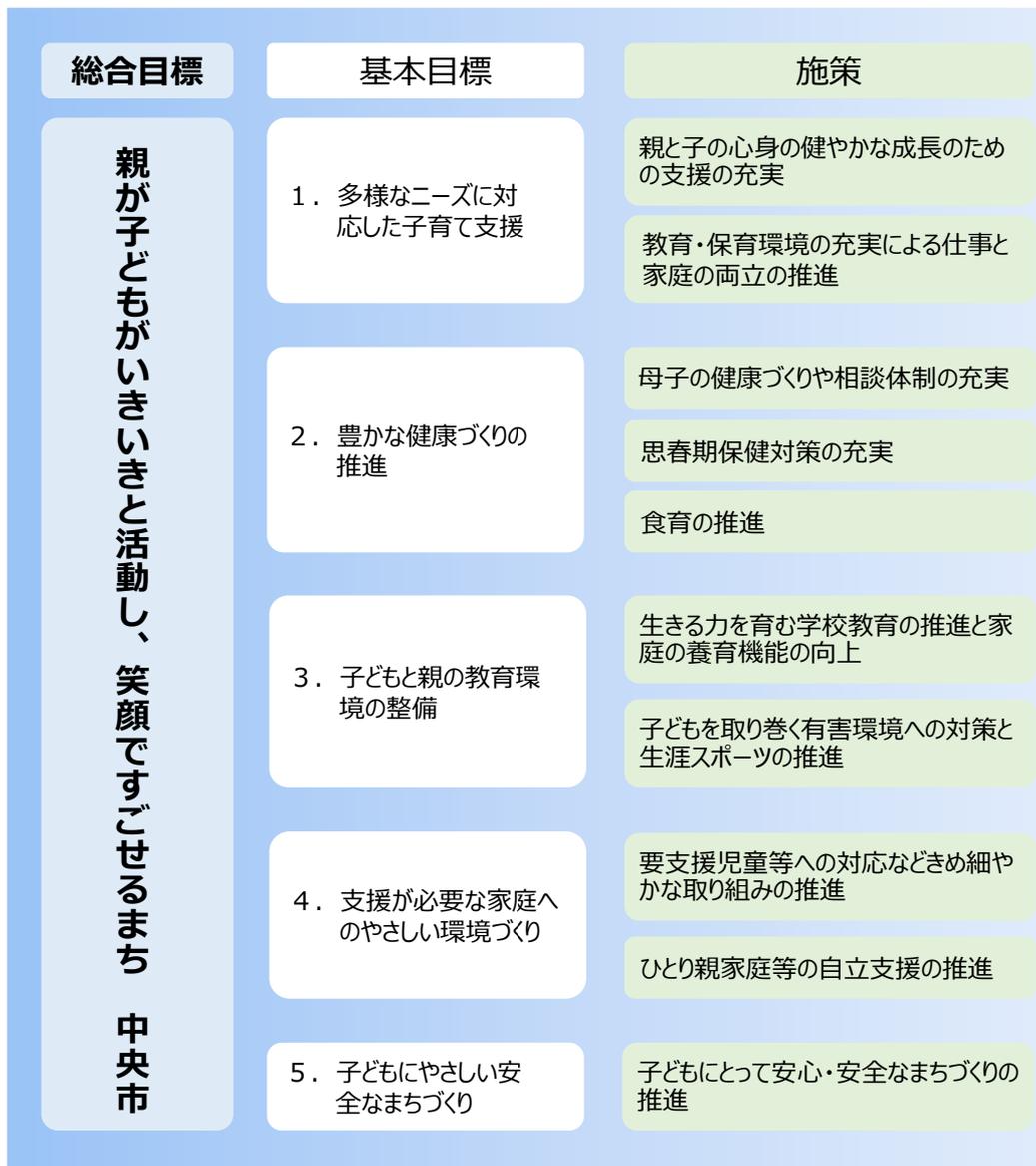
2. 総合目標

「親が子どもがいきいきと活動し、笑顔で過ごせるまち 中央市」

本市では、すべての人が子育てに関わり、子どもの健全育成と、子育て中やこれから子どもをもつことを希望する家庭で、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進することにより、親が子どもがいきいきと活動し、笑顔で過ごせるまちづくりの実現に努めます。

3. 施策の体系

本市では、子ども・子育て支援給付事業及び地域子ども・子育て支援事業を推進し、適切な量の確保に努めるとともに、総合目標を達成するため、次のような体系に基づいて子ども・子育て支援の各施策を推進していきます。



4. 計画の進捗状況の確認及び評価

計画の進捗状況については、毎年度実績値や各施策の実施状況を確認し、子ども・子育て会議で報告します。また、見込み量と実績値の乖離がみられた場合には、随時見直しを行います。